

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（住宅課）	63
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………（総務部総務課）	64
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………（総務業務センター）	67
○特定調達契約に係る入札の公告……………（総務業務センター）	68
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…（循環型社会推進課）	69
○道路の供用の開始……………（道路課）	69
○水防警報河川の指定……………（河川課）	69
公 表	
○水防法による浸水想定区域の指定（5件）……………（河川課）	69
支庁告示	
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	70
道環境科学研究センター告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	72
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	73
道警察函館方面本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	74

規 則
北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年1月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第5号 北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。 第15条に次の1号を加える。

(4) 次のア又はイに掲げる道営住宅の住棟におけるエレベーターの設置の有無に応じ当該ア又はイに掲げる数値

ア 当該道営住宅の住棟にエレベーターが設置されている場合（当該道営住宅の住棟にエレベーターは設置されていないが、エレベーターが設置されている住棟とすべての階において人が往来できる渡り廊下等が設置されている場合を含む。） -0.011

イ アに掲げる場合に該当しないとき 0

附則に次の5項を加える。

（家賃の減免の特例）

7 平成21年4月1日において現に道公営住宅に入居している者で、同日において条例第36条又は第37条の規定により家賃を減額されているものの道公営住宅の毎月の家賃について、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号。以下「改正政令」という。）による改正後の政令第2条に規定する方法により算出される当該入居者に係る毎月の家賃の額（改正政令附則第3条又は条例第36条若しくは第37条の規定の適用がある場合にあっては、これらの規定による減額後の毎月の家賃の額とする。以下「減額後新家賃額」という。）が改正政令の施行の日前の当該入居者に係る最終の道公営住宅の毎月の家賃の額（条例第36条又は第37条の規定の適用がある場合にあっては、これらの規定による減額後の毎月の家賃の額とする。以下「旧家賃額」という。）を超えるとき（第16条第1項又は第2項の規定により家賃を減免されるときを除く。）は、条例第16条第4号の規定により、減額後新家賃額から家賃増加額（改正政令による改正後の政令第2条に規定する方法により算出される当該入居者に係る毎月の家賃の額（改正政令附則第3条又は条例第36条若しくは第37条の規定の適用がある場合にあっては、これらの規定による減額前の毎月の家賃の額とする。以下「減額前新家賃額」という。）から旧家賃額を控除して得た額をいう。以下同じ。）に次の算式により算出した率（1を超える場合にあっては、1とする。）を乗じて得た額及び旧家賃額を控除して得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。）を減免するものとする。

$$(A - B) \div (11 - C)$$

この式において、A及びBは、それぞれ次に定める年数とする。

A 条例第36条に規定する新たに整備された道公営住宅又は条例第37条に規定する新たに入居する道公営住宅（以下これらを「新道営住宅」という。）に入居している年数（1年未満の端数があるときは、これを1年とする。）

B 平成21年3月31日において新道営住宅に入居している年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数とする。）

C 平成21年3月31日において新道営住宅に入居している年数（1年未満の端数があるときは、これを1年とする。）

8 平成21年4月1日において現に道公営住宅に入居している者で、同日の翌日から平成26

年 3 月31日までの間において条例第36条又は第37条の規定により家賃を減額されることとなったものの道公営住宅の毎月の家賃について、減額後新家賃額が旧家賃額を超えるとき（第16条第 1 項又は第 2 項の規定により家賃を減免されるときを除く。）は、条例第16条第 4 号の規定により、減額後新家賃額から家賃増加額に次の算式により算出した率（1 を超える場合にあっては、1 とする。）を乗じて得た額及び旧家賃額を控除して得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。）を減免するものとする。

$$A \div (B + 6)$$

この式において、A 及びB は、それぞれ次に定める年数とする。

A 新道営住宅に入居している年数（1 年未満の端数があるときは、これを 1 年とする。）

B 新道営住宅に入居した日から平成26年 3 月31日までの年数（1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数とする。）

- 9 平成21年 4 月 1 日において現に道公営住宅に入居している者の平成21年度から平成26年度までの道公営住宅の毎月の家賃について、減額後新家賃額が旧家賃額を超え、かつ、条例第14条第 3 項の規定により認定した当該入居者の収入（同条第 4 項の規定により認定を更正したときは、当該更生後の収入とする。）が次の各号のいずれかに該当するとき（第16条第 1 項若しくは第 2 項又は前 2 項の規定により家賃を減免されるときを除く。）は、条例第16条第 4 号の規定により、平成21年度にあっては家賃増加額に 5 分の 1 を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から家賃増加額に 7 分の 1 を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額を、平成22年度にあっては家賃増加額に 5 分の 2 を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から家賃増加額に 7 分の 2 を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額を、平成23年度にあっては家賃増加額に 5 分の 3 を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から家賃増加額に 7 分の 3 を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額を、平成24年度にあっては家賃増加額に 5 分の 4 を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から家賃増加額に 7 分の 4 を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額を、平成25年度にあっては減額前新家賃額から家賃増加額に 7 分の 5 を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）及び旧家賃額を減じて得た額を、平成26年度にあっては減額前新家賃額から家賃増加額に 7 分の 6 を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）及び旧家賃額を減じて得た額を減免するものとする。

- (1) 13万9,000円を超え15万3,000円以下
- (2) 15万8,000円を超え17万8,000円以下
- (3) 18万6,000円を超え20万円以下
- (4) 21万4,000円を超え23万8,000円以下
- (5) 25万9,000円を超え26万8,000円以下

10 前 3 項の規定による家賃の減免については、第18条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する申請書の提出を要しないものとする。

11 第 7 項から第 9 項までの規定による家賃の減免については、第18条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による通知は行わないものとする。

別表第 2 第 1 号ウ中「73,000円」を「71,000円」に、「60,000」を「58,000」に改め、同表第 4 号ア中「73,000円」を「71,000円」に改め、同表注に次のように加える。

5 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償年金、遺族補償年金、障害年金及び遺族年金

附 則

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の北海道営住宅条例施行規則の規定によりなされた同日以後の北海道営住宅条例施行規則第16条第 1 項に規定する家賃等の減免に係る申請は、この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則の規定によりなされたものとみなす。

告

示

北海道告示第64号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年 1 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 入 札 に 付 す る 事 項

ア 調達をする特定役務の名称及び数量

北海道庁本庁舎清掃業務（8 階から12階まで及び塔屋に限る。） 一式

イ 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

ウ 契 約 期 間 平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

エ 履 行 場 所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 資本金の額が1,000万円以上及び清掃員を常時30人以上雇用していること。

エ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、(1)のアに定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(3) 官公需適格組合の資格の特例

経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「官公需適格組合」という。）にあっては(2)に定める資格の一部を次のとおり取り扱う。

ア (2)のウの自己資本額及び従業員数等は、官公需適格組合自体の自己資本額及び従業員数等又は官公需適格組合の組合員の自己資本額及び従業員数等を合算した額が1,000万円以上及び30人以上であること。

イ (2)のエの委託契約には、官公需適格組合の組合員が締結した契約を含む。

(4) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(7)から(9)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(7) 申 請 の 時 期 平成21年2月2日（月）から2月20日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(5) 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

(6) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎12階共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）

イ 入 札 日 時 平成21年3月11日（水）午前10時（送付による場合は、平成21年3月10日（火）までに必着）

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(7) 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

(8) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 (5)に同じ。

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/>）においてダウンロードすることができる。

また、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道総務部総務課に申し込むこと。

(9) 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

(10) 最低価格の入札者を落札者とし不在の場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

(11) そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(7) 名 称 北海道総務部総務課

(イ) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-204-5019

(12) Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured :

Cleaning of offices in the Hokkaido Government building (From 8th floor to 12th floor plus penthouse, inclusive)

B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., March 11, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than March 10, 2009.)

C. Contact point for notice :

Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government. Nisi 6,
Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5019

2(1) 入札に付する事項

ア 調達をする特定役務の名称及び数量

(ア) 北海道庁別館庁舎清掃業務（3階から5階まで） 一式

(イ) 北海道庁別館庁舎清掃業務（6階から8階まで） 一式

(ウ) 北海道庁別館庁舎清掃業務（9階から12階まで） 一式

イ 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

ウ 契 約 期 間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

エ 履 行 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 資本金の額が500万円以上及び清掃員を常時20人以上雇用していること。

エ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、(1)のアに定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(3) 官公需適格組合の資格の特例

官公需適格組合にあっては(2)に定める資格の一部を次のとおり取り扱う。

ア (2)のウの自己資本額及び従業員数等は、官公需適格組合自体の自己資本額及び従業員数又は官公需適格組合の組合員の自己資本額及び従業員数を合算した額が500万円以上及び20人以上であること。

イ (2)のエの委託契約には、官公需適格組合の組合員が締結した契約を含む。

(4) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申 請 の 時 期 平成21年2月2日（月）から2月20日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(5) 契約条項を示す場所

1の(5)に同じ。

(6) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 1の(6)のアに同じ。

イ 入 札 日 時

(ア) 北海道庁別館庁舎清掃業務（3階から5階まで）
平成21年3月11日（水）午前10時30分（送付による場合は、平成21年3月10日（火）までに必着）

(イ) 北海道庁別館庁舎清掃業務（6階から8階まで）
平成21年3月11日（水）午前11時（送付による場合は、平成21年3月10日（火）までに必着）

(ウ) 北海道庁別館庁舎清掃業務（9階から12階まで）
平成21年3月11日（水）午前11時30分（送付による場合は、平成21年3月10日（火）までに必着）

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(7) 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

(8) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 1の(5)に同じ。

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/>）においてダウンロードすること

ができる。

また、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道総務部総務課に申し込むこと。

(9) 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

(10) 最低価格の入札者を落札者とし不在の場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

(11) その他

平成16年北海道告示第448号の4の(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道総務部総務課

(イ) 所 在 地 1の(11)のイの(イ)に同じ。

(12) Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured :

- a . Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 3rd floor to 5th floor, inclusive)
- b . Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 6th floor to 8th floor, inclusive)
- c . Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 9th floor to 12th floor, inclusive)

B. Bid tendering date and time :

- a . 10 : 30 A. M., March 11, 2009
(If mailed, bids must arrive no later than March 10, 2009.)
- b . 11 : 00 A. M., March 11, 2009
(If mailed, bids must arrive no later than March 10, 2009.)
- c . 11 : 30 A. M., March 11, 2009
(If mailed, bids must arrive no later than March 10, 2009.)

C. Contact point for notice :

Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Nishi 6,
Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5019

北海道告示第65号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成21年1月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成20年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成21年1月30日に一般競争入札の公告を行う北海道庁託送業務契約
- (2) 資 格 北海道庁託送業務の資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 北海道庁託送業務

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 平成21年1月1日現在において引き続き1年以上運送業務を営んでいること。
- (2) 平成21年1月1日を基準日とし、過去2年間に、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (3) 道が契約する地域に向けた運送が確保できること。
- (4) 航空便の取扱いができること。
- (5) 宅配便の貴重品の取扱いができること。
- (6) 業務に見合う人員（1人以上）を午前8時45分から午後5時までの間、指定施設（荷物発送室）に常駐させることができること。
また、繁忙期には、それに見合う人員を配置することができること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、2に掲げる営業年数等の要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

また、(1)に該当する場合は、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組員（組合が指定する組員）の合計値とし、2の(1)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組員（組合が指定する組員）の値の平均値とすることができる。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成21年2月2日から2月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

イ 提出先の所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号011-204-5570

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで、4の(1)、(3)及び5の(2)による。

北海道告示第66号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年1月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 北海道庁託送業務（各単位当たりの単価）

イ 調達予定数量 メール便 212,892個

宅配便 47,172個

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

- (4) 履行場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

平成21年北海道告示第65号に規定する北海道庁託送業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階共用会議室
（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター）

- (2) 入札日時 平成21年3月13日 午後2時（送付による場合は、平成21年3月12日までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、

次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5570

9 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

a. Mail Service 212,892

b. Home Delivery 47,172

B Bid tendering date and time : 2:00 P. M., March 13, 2009

(Mailed bids must arrive no later than March 12, 2009.)

C. Contact : General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5570

北海道告示第67号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第 1 項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

平成21年 1 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指 定 番 号

第20号

(2) 指 定 の 区 域

広尾郡広尾町字ポロフレーベツ49番 1 の一部

(3) 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の 2 第 1 号

2(1) 指 定 番 号

第21号

(2) 指 定 の 区 域

野付郡別海町別海51番 8 の一部

(3) 埋立地の区分

令第13条の 2 第 2 号

3(1) 指 定 番 号

第22号

(2) 指 定 の 区 域

野付郡別海町中春別301番14の一部

(3) 埋立地の区分

令第13条の 2 第 1 号

4(1) 指 定 番 号

第23号

(2) 指 定 の 区 域

標津郡中標津町字俵橋1437番地 1 の一部

(3) 埋立地の区分

令第13条の 2 第 2 号

5(1) 指 定 番 号

第24号

(2) 指 定 の 区 域

虻田郡ニセコ町字羊蹄104番地 1 の一部

(3) 埋立地の区分

令第13条の 2 第 3 号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第 2 号

北海道告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成21年 1 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名

供 用 開 始 の 区 間

供用開始の期日

道道 奥尻島線

奥尻郡奥尻町字球浦162番 1 地先から 平成21. 1.30
奥尻郡奥尻町字球浦162番 1 地先まで

北海道告示第69号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第 1 項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成21年 1 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

水系名	河 川 名	水 防 警 報 区	
		左 岸 右 岸	
石狩川	支川	上川郡当麻町1326番 1 地先の清水川合流点から当麻川合流点まで	上川郡当麻町1327番 1 地先の清水川合流点から当麻川合流点まで
	牛朱別川		
	支川	旭川市東旭川町倉沼159番 3 地先の観月橋下流端から牛朱別川合流点まで	旭川市東旭川町豊田12番 8 地先の観月橋下流端から牛朱別川合流点まで
天塩川	支川	上川郡当麻町1609番108地先の二丁目橋下流端から牛朱別川合流点まで	上川郡当麻町1609番15地先の二丁目橋下流端から牛朱別川合流点まで
	当麻川		
	支川	上川郡和寒町字菊野725番 2 地先の第 5 辺乙部橋下流端から剣淵川合流点まで	上川郡和寒町字菊野723番 2 地先の第 5 辺乙部橋下流端から剣淵川合流点まで
鵒 川	支川	名寄市字徳田24番26地先の徳田橋下流端から名寄市西14条南10丁目57番 2 地先の豊栄橋上流端まで	名寄市字徳田24番32地先の徳田橋下流端から名寄市西13条南10丁目55番24地先の豊栄橋上流端まで
	双珠別川		
	支川	勇払郡占冠村字シムカブ原野70番 8 地先の東 5 線橋下流端から鵒川合流点まで	勇払郡占冠村字シムカブ原野51番 7 地先の東 5 線橋下流端から鵒川合流点まで

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 1 項の規定により、一級河川石狩川水系牛朱別川、当麻川、ペーバン川及び置牒牛川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第 3 項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道旭川土木現業所事業部治水課及び事業課に備え置いて閲覧に供する。

平成21年 1 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 1 項の規定により、一級河川天塩川水系辺乙部川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第 3 項の規定により当該区域及び浸水した場合

に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道旭川土木現業所事業部治水課及び士別出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成21年 1 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 1 項の規定により、一級河川天塩川水系豊栄川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第 3 項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道旭川土木現業所事業部治水課及び美深出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成21年 1 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 1 項の規定により、一級河川網走川水系魚無川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第 3 項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道網走土木現業所事業部治水課及び事業課に備え置いて閲覧に供する。

平成21年 1 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 1 項の規定により、一級河川常呂川水系小町川、訓子府川及び無加川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第 3 項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道網走土木現業所事業部治水課及び北見出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成21年 1 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第 4 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する

協定の適用を受ける。

平成21年 1 月30日

北海道渡島支庁長 畑 秀 叔

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複写機の賃貸借契約 その1

デジタルモノクロ複写機の賃貸借 2 台（1 月当たりの単価及び1 枚当たりの単価）

イ 複写機の賃貸借契約 その2

デジタルモノクロ複写機の賃貸借 1 台（1 月当たりの単価及び1 枚当たりの単価）

ウ 複写機の賃貸借契約 その3

デジタルカラー複写機の賃貸借 1 台（1 月当たりの単価及び1 枚当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成21年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所

ア 函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島支庁産業振興部農村振興課コピー室

イ 北斗市市渡383－ 1 北海道渡島支庁大野監督員詰所

ウ 函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島支庁産業振興部農村振興課内

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年 1 月30日（金）から 2 月27日（金）まで（日曜日、

土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島支庁産業振興部農村振興課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道渡島支庁産業振興部農村振興課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島支庁合同庁舎3階講堂（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島支庁産業振興部農村振興課） (2) 入札日時 平成21年3月17日（火）午後3時30分（送付による場合は、3月16日までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、渡島支庁のホームページ（http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/）からダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低の者を落札者とする。 9 その他	平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島支庁産業振興部農村振興課 (2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 電話番号 0138-47-9501 10 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a. lease of a copying machine No. 1 2 set b. lease of a copying machine No. 2 1 set c. lease of a color copying machine No. 3 1 set B. Bid tendering date and time : 3 : 30 P. M., March 17, 2009 (If mailed, bids must arrive no later than March 16, 2009.) C. Contact : Agricultural Community Development Division, Department of Industrial Promotion, Oshima Subprefectural Office, Hokkaido Government, 16-gou, 6-ban, 4-chome, Mihara Hakodate, Hokkaido, 041-8558 Japan Phone : 0138-47-9501 北海道胆振支庁告示第6号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年1月30日 北海道胆振支庁長 大 杉 定 通 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア デジタル複写機等の賃貸借 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価 イ 調達台数及び調達予定数量 1台 1月当たり 27,100枚 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納入場所 北海道胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部 2 入札に参加する者に必要な資格
--	---

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年 1 月30日から 2 月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 053－0021 苫小牧市若草町 2 丁目 2 番21号
北海道胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 苫小牧市若草町 2 丁目 2 番21号 北海道胆振保健福祉事務所
苫小牧地域保健部 2 階会議室（送付による場合は、郵便番号
053－0021 苫小牧市若草町 2 丁目 2 番21号 北海道胆振保健
福祉事務所苫小牧地域保健部企画総務課）

- (2) 入 札 日 時 平成21年 3 月19日 午前10時（送付による場合は、平成21年
3 月18日必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4 に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第 1 項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低の価格である者を落札者とする。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部企画総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 053－0021 苫小牧市若草町 2 丁目 2 番21号
電話番号 0144－34－4168

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

lease of a copying machine 1 set

B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., March 19, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than March 18, 2009.)

C. Contact : Planning and Administrative Division, Department of Tomakomai Regional Health,
Iburi Health and Welfare Office, 2-21, Wakakusa-cho 2-chome, Tomakomai, Hokkaido,
053-0021 Japan
Phone : 0144-34-4168

道環境科学研究センター告示

北海道環境科学研究センター告示第 1 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年 1 月30日

北海道環境科学研究センター所長 松 岡 治

- 1落札に係る物品等の名称及び数量
電算システム機器の賃貸借一式（1月当たりの単価）

2落札を決定した日
平成21年1月21日

3落札者の氏名及び住所
(1)氏名 富士通リース株式会社
(2)住所 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号

4落札金額
1,192,464円

5契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6一般競争入札の公告
平成20年12月9日付け北海道環境科学研究センター告示第10号

7契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)名称 北海道環境科学研究センター企画総務部総務課
(2)所在地 札幌市北区北19条西12丁目

道 警 察 本 部 告 示

- 北海道警察本部告示第24号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成21年1月30日
北海道警察本部長 鎌田 聡

1入札に付する事項
(1)調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量）
自動車ガソリン J I S 1号 68,000 ℓ
自動車ガソリン J I S 2号 939,000 ℓ
軽油 J I S 1号、2号及び3号 132,000 ℓ
ガソリンエンジン用オイル S L 級マルチグレードタイプ 3,400 ℓ
ディーゼルエンジン用オイル C F 級マルチグレードタイプ 700 ℓ
(2)調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3)契約期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(4)納入場所 給油票を提示する場所

- 2入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1)平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2)道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3)石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
(4)揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
(5)納入する物品について、契約担当者等が指定する数量を納入することができること。
(6)次に掲げる庁舎等ごとに定める範囲内で給油（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油を除く。）が可能なこと。

名 称	所 在 地	範 囲
北海道警察本部庁舎	札幌市中央区北2条西7丁目	半径3 km
北海道警察本部琴似庁舎	札幌市西区八軒1条西3丁目1番9号	半径3 km
北海道警察本部交通機動隊砂川分駐所	砂川市東1条南15丁目1番8号	半径3 km
北海道警察本部交通機動隊小樽分駐所	小樽市富岡1丁目7番1号	半径3 km
北海道警察本部交通機動隊苫小牧分駐所	苫小牧市旭町3丁目5番12号	半径3 km
北海道警察本部交通機動隊登別分駐所	登別市桜木町1丁目20番地5	半径5 km
北海道警察本部機動隊舎	札幌市南区真駒内南町6丁目2番1号	半径5 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊	札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号	半径3 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊朝里分駐所	小樽市新光4丁目1番1号	半径3 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊北広島分駐所	北広島市大曲並木1丁目1番地1	半径3 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊夕張分駐所	夕張市紅葉山317番地5	半径3 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊苫小牧西分駐所	苫小牧市字錦岡459番地8	半径3 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊室蘭分駐所	室蘭市崎守町316番地	半径5 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊長万部分駐所	山越郡長万部町字富野195番地	半径5 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊岩見沢分駐所	岩見沢市駒園8丁目8番1号	半径3 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊滝川分駐所	滝川市東滝川21番地	半径3 km
北海道警察本部札幌運転免許試験場	札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号	半径3 km

(7) 札幌市内の警察署を除く全道の各警察署管内で給油（セルフ給油所における給油を除く。）が可能なこと。

(8) 札幌市内で24時間給油（セルフ給油所における給油を除く。）が可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成21年1月30日から3月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 平成21年3月17日 午前11時30分（送付による場合は、平成21年3月17日 午前9時必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

北海道警察本部総務部会計課に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）から閲覧・印刷することができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236

10 Summary

A. The nature and quantity of products to be procured : unit price per liter :

a. Gasoline for automobiles (JIS 1) 68,000 liters

b. Gasoline for automobiles (JIS 2) 939,000 liters

c. Light (Diesel) oil (JIS 1, 2, and 3) 132,000 liters

d. Oil for gasoline engines (class SL, multi-grade type) 3,400 liters

e. Oil for diesel engines (class CF, multi-grade type) 700 liters

B. Bid submission time and date : 11 : 30 A. M., March 17, 2009

C. For further information please contact : Finance Division, General Affairs Department,
Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo,
Hokkaido, 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2236

道警察函館方面本部告示

北海道警察函館方面本部告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年1月30日

北海道警察函館方面本部長 大江 宜 信

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量）

自動車ガソリン	J I S 1号	6,000 ℓ
自動車ガソリン	J I S 2号	356,000 ℓ
軽油	J I S 1号、2号及び3号	11,000 ℓ
ガソリンエンジン用オイル	S L級マルチグレードタイプ	1,300 ℓ
ディーゼルエンジン用オイル	C F級マルチグレードタイプ	30 ℓ

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 給油票を提示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (4) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
- (5) 納入する物品について、契約担当者等が指定する数量を納入することができること。
- (6) 次に掲げる庁舎等ごとに定める範囲内で給油（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油を除く。）が可能なこと。

名 称	所 在 地	範 囲
北海道警察函館方面本部庁舎	函館市五稜郭町15番5号	半径3 km
北海道函館方面函館西警察署庁舎	函館市海岸町11番27号	半径2 km
北海道警察函館方面本部交通課 交通機動隊長万部分駐所	山越郡長万部町字長万部183	半径3 km

- (7) 全道の各警察署管内で給油（セルフ給油所における給油を除く。）が可能なこと。
- (8) 北海道函館方面函館中央警察署管内駐在所所在地で給油（セルフ給油所における給油を除く。）が可能なこと。
- (9) (6)において給油する場合、契約期間中は毎日供給が可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(9)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しな

ければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年1月30日から3月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 040－8511 函館市五稜郭町15番5号
北海道警察函館方面本部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察函館方面本部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部 3階大会議（送付による場合は、郵便番号 040－8511 函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部会計課）

(2) 入 札 日 時 平成21年3月16日（月） 午後1時30分（送付による場合は、平成21年3月16日（月） 午前11時必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道警察函館方面本部会計課に申し込むこと。

また、北海道警察函館方面本部のホームページ（<http://www.hakodatehonbu.police.pref.hokkaido.jp/kaikei/keiyaku.html>）から閲覧・印刷することができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、

次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察函館方面本部会計課
(2) 所 在 地 郵便番号 040-8511 函館市五稜郭町15番5号
電話番号 0138-31-0110 内線 2233

10 Summary

A. The nature and quantity of products to be procured : unit price per liter :

- a. Gasoline for automobiles (JIS 1) 6,000 liters
- b. Gasoline for automobiles (JIS 2) 356,000 liters
- c. Light (Diesel) oil (JIS 1, 2, and 3) 11,000 liters
- d. Oil for gasoline engines (class SL, multi-grade type) 1,300 liters
- e. Oil for diesel engines (class CF, multi-grade type) 30 liters

B. Bid submission time and date : 1 : 30 P. M., March 16, 2009

C. For further information please contact : Finance Division, General Affairs Department,
Hokkaido Hakodate Area Police Headquarters, 15-5, Goryoukaku-cho, Hakodate, Hokkaido,
040-8511 Japan.

Phone : 0138-31-0110 Extension 2233
